

医療法人徳洲会

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宇治徳洲会 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宇治徳洲会（以下「事業所」という。）において実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の適正な運営を実施するために必要な人員を確保し、また、利用者の立場にたった適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という）の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする

- (1) この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宇治徳洲会
- (2) 所在地 京都府宇治市横島町石橋63番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 サービスを行う従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名
管理者は従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) オペレーター 常勤 3名以上
利用者又はその家族等からの通報に24時間対応を行う。(随時対応サービス) 夜間(18:00~8:00)は「老人保健施設 徳洲苑」の従業者が対応を行う
- (3) 計画作成責任者 常勤 1名以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成並びに利用者等への説明を行うとともに利用の申し込みに係る調整を行う。
- (4) 訪問看護員 常勤換算 2.5名以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、訪問看護サービス、随時訪問サービスを行い、療養等の支援をする。
- (5) 訪問介護員 常勤 3名以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、定期巡回サービス、随時訪問サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日：365日
- (2) 営業時間： 24時間

(サービスの提供方法、内容)

第6条 サービスの提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) スマケアシステム

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取る。

- (2) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供する。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行う。

- (3) 随時対応サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を行う。

- (4) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行う。

- (5) 訪問看護サービス

訪問看護員が利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

- (6) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへ連絡、調整を行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行う。

必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は宇治市小倉町・槇島町・伊勢田町・宇治・琵琶台・折居台・天神台・白川・神明・羽拍子町・南陵町・安田町・開町・広野町・寺山台・大久保町の区域（川西地域）とする。

その他の地域については要相談とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスの利用料その他費用の額は次のとおりとする

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと

し、当該事業所が法定代理受領の場合は、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

(2) ケアコール機は当該事業所から無料で貸し出すものとする。故障・紛失・水没については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担とする。

(3) ケアコール機の通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担とする。

※ 国内一般加入電話 10円/3分（税抜）

(4) 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、車、原付バイク等を使用した場合の交通費は次の額とする。

1. 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km未満 250円

2. 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km以上 500円

3. 通常の事業の実施地域を越えてから、片道10km以上 750円

(5) 上記の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者またはその家族等に対して説明し利用者の同意を得ることとする。

（事故発生時の対応方法）

第9条 当該事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、宇治市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等の対応）

第10条 サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（苦情等への対応）

第12条 事業者は、利用者からの相談・要望・苦情に対応する窓口を設置し、サービスにする利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。相談受付管理者か受付担当者まで申し出ることができる。

(1) 苦情受付窓口

◇担当者：池島 尊喜（管理者 介護福祉士）

TEL 0774-81-0226（直通） FAX 0774-25-2878
受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日、年末年始[12/31～1/3]を除く）
苦情受付箱：事業所入口前設置

- (2) 当事業所以外に、保険者である宇治市、京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口で苦情を伝えることができる。

◇ 宇治市役所 健康長寿部 介護保険課 京都府宇治市宇治琵琶33

TEL 0774-22-3141（代） FAX 0774-21-0406

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日、年末年始[12/28～1/3]を除く）

◇ 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内

TEL 075-354-9090（代表） FAX 075-354-9055

受付時間：9時00分～12時00分 13時00分～17時00分（土日、祝日、年末年始[12/29～1/3]を除く）

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

第13条 事業所は、サービスを行うにあたり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重かつ細心の注意で取扱うこととする。また、利用者・家族等の希望により協議の上、キーボックスを利用者負担にて設置する。万が一、合鍵を紛失した際には、直ちに管理者に報告し、ご利用者、ご家族と協議の上、当事業所負担により鍵の交換設置をする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、当事業所「個人情報の取り扱いに関する運用規程」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。事業所が得た利用者及びその家族の個人情報についてはサービス提供以外の目的では使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるため、従業者との雇用契約の内容に含むなど必要な措置を講じるものとする。

（従業者の研修等）

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(地域との連携等)

第17条 サービスの実施にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村職員、地域包括支援センター職員との連携を密にし、地域包括ケアの推進に努めるとともに、地域に開かれる事業所づくりに努めるものとする。
介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上に開催し、サービスの改善及び向上を目的とした評価・点検（内部評価）を行うと共に、その結果を運営会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は医療法人徳洲会が定めるものとする。
- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認する。
- 2 事業所は適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和1年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。